

実習等における  
個人情報取扱いに関する指針

第2版

札幌医科大学  
保健医療学部

# 目次

	ページ
はじめに . . . . .	1
I 本指針の基本理念 . . . . .	2
II 本指針で使用する用語 . . . . .	4
III 本指針の適応範囲 . . . . .	6
IV 個人情報の収集・保管・破棄に関する責任 . . . . .	7
V 不都合な事態発生時の責任 . . . . .	11
資料1 誓約書 . . . . .	13
資料2 事故発生報告書 . . . . .	14
参考資料・文献等 . . . . .	15

## はじめに

保健医療従事者（以下、医療者）は対象者のプライバシーに関わる情報（以下、個人情報）に接近し、個人的な事柄を知り得る立場にある。対象者は健康上の利益を得るために、医療者を信頼し自らの情報を提供する一方で、個人情報は医療者がその職務上知り得る個人の秘密である。医療における個人情報はその人そのものであり、守られるべき人権である。したがって、職務上知り得た個人情報の漏えいは対象者の人権侵害につながり、医療者の責務である守秘義務や個人情報保護に反するものとなる。このように、個人情報は人の尊厳と権利を守る上で重要であり、いかなる場合においても慎重かつ適正に扱われなければならない。

学生の場合も実習等で知り得た個人情報に対する責任を負っている。実習生は守秘義務を担う医療チームの一員とみなされるからである。そこで得た個人情報は単なる教材などではなく、極めて重い意味をもっている。

保健医療学部は、専門職を養成する教育研究機関として対象者の尊厳と権利を保護する責務を有している。このことに鑑み、「実習等における個人情報の取扱いに関する指針」を作成し、本学部が社会的責任を果たすために必要な基本姿勢とルールを示す。

# I 本指針の基本理念

## 1 指針作成の目的

本指針は、保健医療学部が医療人養成の教育研究機関としての責務を果たすため、学生が実習等で知り得た個人情報の取扱いに関する基本的な考え方を示すものである。

本指針の目的は以下のとおりとする。

- 実習等で知り得た個人情報に関する学生の責務を明らかにする。
- 実習等で知り得た個人情報の収集・保管・破棄に関するルールを定める。
- 不都合な事態（漏えい等）が発生した場合の措置を示す。

## 2 基本理念

日本国民は憲法第13条に定められたプライバシー権を有しており、保健医療におけるプライバシー保護もこの規定を根拠とする。また、個人情報の取扱いは職種ごとの基本法（保健師助産師看護師法・理学療法士及び作業療法士法）や個人情報保護法をはじめとする諸法によって規定されているほか、診療情報の扱いに関わる法令、通知、指針等の要件を満たすための適切な取扱いが求められる<sup>1</sup>。

これらの要件に反した場合は刑法134条（秘密漏示罪）の適用対象ともなる。また、プライバシー保護は患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言や看護者・理学療法士・作業療法士の倫理綱領など、我われの倫理規律に示される基本的な責務である。

以上より、医療者は正当事由なく業務上知り得た個人の秘密、すなわち個人情報を漏らしてはならず、職業を辞した後も同様の義務を負う。また、業務上知り得た個人情報の収集・保管・破棄に関して適正に取扱う責務を担っている。この責務は学生においても同様である。

札幌医科大学では個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに当たっては札幌医科大学情報セキュリティポリシー等を策定し個人の権利を侵害するこのとのないよう努めている。保健医療学部では前述の法令および学内規定を遵守し、この指針に則って個人情報の取扱いを適正に行う。本学部は、個人情報の取扱いを以下2点の基本原則に基づいて定めることとする。

- 実習等で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない（守秘義務の遵守）。
- 実習中に知り得た個人情報は施設外に持ち出してはならない（個人情報保護の遵守）。

<sup>1</sup> 1980年 OECD（世界経済機構）によりプライバシー保護のガイドラインが勧告され、プライバシー8原則が示された。この勧告に準拠して、我が国では2003年に個人情報保護法が交付、2005年に施行されている。OECDプライバシー8原則とは、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則、であり、法令・通知・指針等はこの原則に則って作成されている。

### 3 学習上の必要による例外

個人が特定される可能性のある情報の施設外への持ち出しは原則として行わない。ただし、実習記録の記載やレポート作成など学習上の必要によりやむを得ず情報を施設外に持ち出す場合は、この指針に定めるルールに従う。

### 4 罰則の適用と公表

札幌医科大学情報セキュリティポリシーおよび本指針に定めるルールに反した場合は、当該違反の重大性と違反時の状況に応じ、札幌医科大学学則に基づく厳重な処分が下される。

また個人情報漏えいが発生したと認定された場合、二次被害の防止や類似案件の発生回避の観点から個人情報保護法第7条に関わる政府見解に鑑み、事実関係を公表しなければならない。

## Ⅱ 本指針で使用する用語

### 1 学生

本指針において学生とは、看護学科・理学療法学科・作業療法学科に在籍する者を言う。

### 2 教員

本指針において教員とは、保健医療学部の教学に携る教授・准教授・講師・助教・助手を指す。教員には実習等に関わる非常勤講師、非常勤実習教員も含まれる。

### 3 対象者

本指針において対象者とは、実習等において看護・理学療法・作業療法の実践対象となる個人を指す。患者、利用者、クライアントと呼ばれることもある。対象者は個人情報の情報主体である。

### 4 実習記録

本指針において実習記録とは、臨地（床）実習中の学習内容を記録した文書等を指す。記録媒体には紙媒体、電子媒体がある。実習記録は学科によって実習日誌やデイリー記録と表される。メモも実習記録に含まれる。

### 5 個人情報

本指針において個人情報とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる可能性のあるものを含む）をいう。また、診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当する（厚生労働省『医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』より）。

本指針における個人情報の範囲は、受け持ち対象者とその家族等、および受け持ち以外の対象者（例：同室患者等）とその家族等とする。

### 6 診療情報

本指針において診療情報とは、診療の過程で、患者の身体状況・精神状況、病状、治療等について、医療者が知り得た情報のことをいう。個人に関する診療情報は個人情報の扱いとなる。

## 7 診療記録

対象者の個人情報や診療情報は診療記録に示されている。診療記録とは、診療録（カルテ）、手術記録、麻酔記録、検査成績、助産記録、看護記録など、診療過程における対象者の病状や治療・看護等に関する記録類一切のことである。診療記録には文字記録だけでなく画像等も含まれる。

## 8 個人情報の匿名化

個人情報から氏名、年齢、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすることを言う。

## 9 個人情報の漏えい

本指針において個人情報の漏えいとは、学生が実習中に知り得た対象者の氏名、年齢、生年月日、住所等、個人を識別する情報の匿名化が不徹底な状態で実習記録を紛失・散逸したり、盗難されるなどにより外部に洩れることを言う。

### Ⅲ 本指針の適用範囲

#### 1 対象

保健医療学部の学生を対象とする。

#### 2 扱う範囲

実習等における個人情報の収集・保管・破棄に関する責任を示すほか、不都合な事態（漏えい等）発生時の責任について記述する。



## IV 個人情報の収集・保管・破棄に関する責任

### 1 対象者への説明責任

#### 1) インフォームドコンセント

臨地（床）実習への対象者の参加は同意に基づくものでなければならない。学生が対象者を受け持つに当たっては、学習上の必要による診療記録の閲覧と情報入手、実習記録への記載とその保管、記録の破棄等を含め、実習目的外の不使用と個人情報の保護を説明し、同意を得る。対象者への説明は書面を用いて行い、署名による同意を得ることが望ましい。

#### 2) 個人情報保護に対する誓約

実習等において学習上の必要によりやむを得ず個人情報を施設外に持ち出す場合は、この指針を遵守し、実習記録類の紛失、目的外の使用、不適切な破棄等、個人情報保護に反する行為をしないことを誓約する。個人情報保護に関する誓約は誓約書（資料1）によって行う。

個人情報保護に対する誓約書は実習前に保健医療学部長に提出する。誓約書は各学科で保管し、当該学年の卒業後に破棄する。しかし、在学中に知り得た個人情報は卒業、退学、または除籍された後においても保護に努めなければならない。

尚、実習施設より個人情報保護に関する誓約書を求められた場合は、施設の書式に則って記載し、提出する。

### 2 情報管理に関する責任

#### 1) 診療記録の閲覧

診療記録の閲覧に当たっては、以下の事項を遵守する。

- 診療記録の閲覧は原則として受け持ち対象者に限り許可する。学習の必要上、受け持ち以外の診療記録を閲覧する必要があるときは、実習指導者もしくは担当教員に申し出る。閲覧許可を得た場合であっても、学習に必要な範囲で目的を明確にし、当該目的の達成に必要な限度において閲覧する。
- 診療記録の閲覧は指定された場所のみで行い、閲覧後は速やかに元の場所に戻す。
- 診療記録を複写機でコピーしたり、カメラで接写したりしない。
- 診療記録が電子化されている場合は、次のとおりとする。
  - ・ 学生用 ID とパスワードを取得し個人の責任において管理する。いかなる場合でも自分の ID とパスワードを他者に教えたり他者の ID とパスワードを聞いたりしない。
  - ・ 必ず自分の ID とパスワードで電子カルテにログインする。他者の ID とパスワードは決して使用しない。
  - ・ 学生用 ID とパスワードを取得していない場合は、実習指導者の許可を得てログインする。その際、閲覧は参照のみとし、決して入力・編集作業は行わない。
  - ・ 閲覧中のシステムの支障や誤作動が生じた場合は、直ちに実習指導者またはスタッフ

に報告する。

- ・ 閲覧終了後は直ちにログアウトする。その場を離れるときも同様である。
- ・ 実習施設の医療者がログインしている場合は、その状態では閲覧しない。
- ・ 電子カルテをプリントアウトしない。

## 2) 個人情報の匿名化

学習上の必要によりやむを得ず個人情報を施設外に持ち出す場合は、個人が特定されないように匿名化等の作業を徹底する。また、持ち出す情報は必要最小限とし、メモ等への記述は可能な限り抽象化する。

実習記録の取扱いに当たっては、以下の事項を遵守する。

- 氏 名：対象者の姓名に関わらず「A氏」「B氏」「C氏」など意味の無いアルファベット、「×氏」「○氏」など記号で示す。「T. S氏」など個人を特定しやすいイニシャルは用いない。
- 年 齢：原則として「60歳代前半」などとし、具体的な年齢や生年月日は記載しない。ただし、年齢や月齢が学習上きわめて重要な意味をもつ場合は担当教員・実習指導者に相談する。
- 日 付：20XX年X月X日、20XX+1年X+2月X+3日などとし、具体的な年月日を記載しない。
- 居住地：原則として記載しない。必要な場合は「石狩振興局内」などとし、具体的な市町村名は記載しない。
- 職 業：「農業」「漁業」「会社員」「福祉関係」など抽象化して記載する。「看護師」「理学療法士」「作業療法士」などの具体的な職名は記載しない。
- 家族歴：「妻（同居・通院中）」「子（1人・別居）」などとし、家族の年齢や居住地などは記載しない。
- 遺伝情報：原則として記載しない。
- 実習病院、病棟名：実習記録、レポート（表紙・内容）、カンファレンス等資料、実習ファイル（表紙）等、いずれの場合もどこにも記載しない。

## 3) 紛失・散逸の防止

実習記録の紛失・散逸は個人情報の漏えいにつながるため、防止策を徹底する。

### (1) 基本的な取扱い

- 実習記録の作成は、実習施設、大学、自宅および宿泊施設のみで行う。
- 実習記録は上記に指定された場所およびその間の移動中に盗難・紛失の無いよう管理を徹底する。
- 不要となった実習記録やメモ用紙は必ずシュレッダーで裁断し、破棄する。電子媒体は内容を消去する。
- 情報の必要性について判断できない場合は実習指導者もしくは担当教員の指導を受ける。
- 施設内や移動中の公共交通機関などで、個人情報に関する会話やデータのやりとりはしない。

○実習終了後においても、実習記録は適切に保管・管理する。処分する場合は、紙媒体はシュレッダーで裁断し、電子媒体はデータを確実に消去する。

## (2) 紙媒体の場合

○紙媒体を使用する場合は、次のとおりとする。

- ・ 携帯用メモ帳はリングあるいは無線綴じタイプとし、なるべく大きなサイズを準備する。付箋紙や小さなサイズ、切り取り可能なものは使用しない。
- ・ 実習記録は穴あけ式のリングファイルに綴じる。挟み込み式のファイルは使用しない。
- ・ 実習記録を持ち運ぶ場合はケースや袋に入れ、抱えて移動しない。
- ・ 実習記録は書き損じた部分も含めて、実習施設、大学、自宅、宿泊施設およびその間の移動以外には持ち歩かない。

## (3) 電子媒体の場合

○電子媒体を使用する場合は、次のとおりとする。

- ・ 保存する電子媒体はUSBメモリ、情報センターパソコン個人ディレクトリ（Zドライブ）の2種類とする。
- ・ 作成するファイル、ファイルを格納するフォルダ、USBメモリ自体の何れかに必ずパスワードを設定する（複数のレベルで暗号化するのが望ましい；注を参照）。
- ・ USBメモリは実習記録専用の1つのみとし、他の用途で使用しない。バックアップは上記Zドライブを使用する。
- ・ 実習記録が保存されているUSBメモリは、実習施設、大学、自宅、宿泊施設およびその間の移動以外には持ち歩かない。持ち歩く際には紛失に気付きやすい工夫（鈴や大きめのストラップ）をしておく。また、衣服のポケットには入れない。
- ・ 実習記録のファイルをメール添付で送受信しない。

○情報センターのパソコンを使用する場合は、次のとおりとする。

- ・ 作成途中で中座しない。
- ・ 席を離れる場合は必ずシャットダウンし、USBメモリをパソコンから外す。
- ・ プリントジョブを残さない。
- ・ ミスプリントはシュレッダーで裁断し破棄する。
- ・ プリント時には紙の裏面を使用しない。

○個人所有のパソコンを使用する場合は、次のとおりとする。

- ・ 編集作業のためにファイルを保存する場合は、作業終了後速やかに消去する（ファイルをパソコンに残さない）。
- ・ ウイルス対策ソフトは頻繁に更新し、最新の状態を維持する。
- ・ ファイル共有ソフト（Winny、Shareなど）はインストールしない。
- ・ 公衆無線LANやスマートフォンによるWi-Fiテザリング機能を利用している場合には、強固な暗号化方式の使用、適切なパスワード管理等の設定や取扱いに留意する。

○その他

- ・ SNS ; social networking service (facebook、LINE、twitter、Google+、mixi 等)、ブログ、ホームページ、掲示板、動画投稿サイト等を実習中に知り得た情報や個人の特定につながるような情報は、写真、動画等も含めて投稿してはならない。
- ・ 実習中の電子機器 (iPad、携帯電話・スマートフォン、ノートパソコン等) による撮影・録画・録音は、対象者の了解が得られ、実習指導者もしくは担当教員が必要と判断する場合を除き、禁止する。
- ・ 撮影・録画・録音の際は、記録内容から個人が特定されないように配慮する。
- ・ 電子機器は原則として施設内で持ち歩かず、指定された場所で保管、使用する。
- ・ インターネット上に格納してデータを保管するクラウドストレージサービス (Dropbox, SugarSync, Google Drive など) を利用した記録ファイルの保存や受け渡し、スマートフォン等とのファイル共有およびバックアップはしない。

注) 暗号化ソフトウェアの例 (フリーソフトウェア)

- ・ **Explzh** (エクスプローラエルゼットエッチ) : Windows 用の高機能圧縮解凍ソフト。圧縮フォルダにパスワード設定が可能。
- ・ **TrueCrypt** (トゥルークリプト) : 暗号化ソフトウェア。USB 等の可搬媒体全体を暗号化可能。

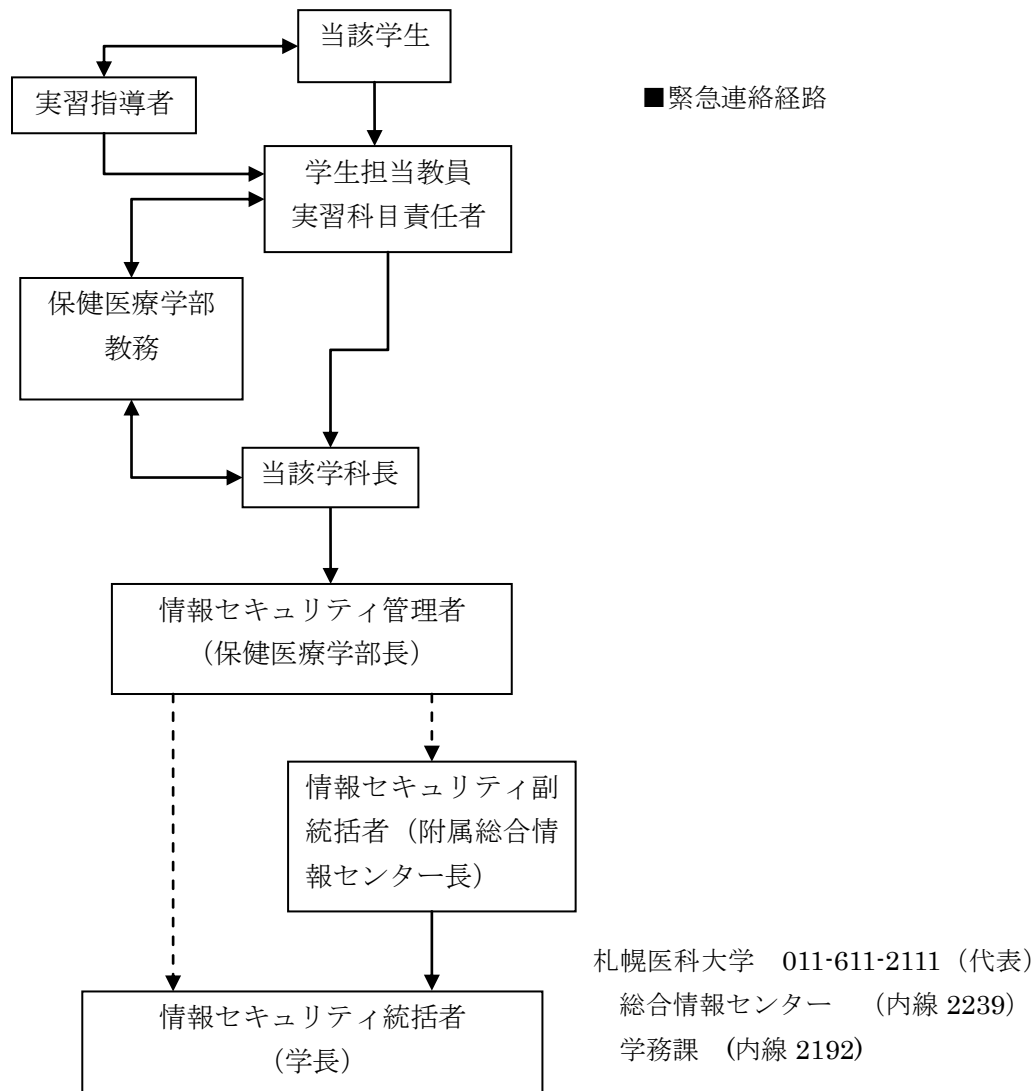
## V 不都合な事態発生時の責任

実習等における個人情報の取扱いについて不都合な事態(漏えいなど)が生じた場合は、以下のとおり対応する。実習記録の紛失・散逸、盗難は漏えいとみなされる。

不都合な事態が実習記録の漏えいに当たる場合は、**事故発生**の扱いとなる。なお、実習施設において情報管理等の規定があり、不都合な事態発生時の対応が本指針と異なる場合は厳格な方に沿って対応する。

### 1 緊急時の連絡体制

実習中に、実習記録(紙媒体・電子媒体)の紛失・散逸、盗難等、不都合な事態が発生した時は、事態発覚後速やかに学年担当教員もしくは実習担当教員に連絡し指示を受ける。実習終了後に同じ事態が発生した場合も同様である。



## 2 説明責任

不都合な事態により実習記録の漏えいが発生した場合、学生は事態発生の際と事故後の対応を事故報告書により報告する責任がある。当該学生は教員の指示・指導に従って、事故報告書（資料2）を作成する。

## 誓 約 書

札幌医科大学保健医療学部

学部長 ○○ ○○ 様

私は、実習中に知り得た個人情報を第三者に洩らすこと、実習に関わる記録物の紛失・散逸や目的外の使用、不適切な破棄等、個人情報保護に反する行為をしないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

札幌医科大学保健医療学部

学 科 名 \_\_\_\_\_

学籍番号 \_\_\_\_\_

学生氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 事故発生報告書

平成 年 月 日

報 告 者	所属学科・学年	
	学籍番号・氏名	
事 故 内 容		
対 象 施 設		
対 象 者 概 要		
発 生 場 所	(特定不能な場合は推定場所を記載)	
発 生 状 況 (事実経過)	(発生に至った過程を時系列に状況の詳細を記載)	
発生後の対応		

\* 報告書には上記の内容を含むこと



## ※ 参考資料・文献等

### 看護者の倫理綱領（日本看護協会）

5. 看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。看護者は、個別性のある適切な看護を実践するために、対象となる人々の身体面、精神面、社会面にわたる個人的な情報を得る機会が多い。看護者は、個人的な情報を得る際には、その情報の利用目的について説明し、職務上知り得た情報について守秘義務を遵守する。診療録や看護記録など、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、情報の漏出を防止するための対策を講じる。

質の高い医療や看護を提供するために保健医療福祉関係者間において情報を共有する場合は、適切な判断に基づいて行う。また、予め、対象となる人々に通常共有する情報の内容と必要性等を説明し、同意を得るよう努める。家族等との情報共有に際しても、本人の承諾を得るよう最大限の努力を払う。

### 理学療法士の職業倫理ガイドライン（日本理学療法士協会）

#### 2. 個人情報保護

1) 高度情報社会にあつて、守秘義務と合わせてプライバシー保護の観点から個人情報および個人に関する情報が公になることを防がねばならない。

2) 患者や対象者に関する、氏名や生年月日および住所などの個人情報は、漏洩の無いように保護しなければならない。

3) 患者や対象者の病状・患者評価・治療プログラム・治療の効果と治癒状況などに関する情報など、患者や対象者の個人に関する情報は、漏洩の内容に保護しなければならない。

### 作業療法士の職業倫理ガイドライン（日本作業療法士協会）

#### 4. 作業療法士は、職務上知り得た個人の秘密を守る

作業療法では対象者本人やその家族等と連携しながら対象者の評価を行い、結果に基づいて治療・援助・支援計画を立案し実施する。作業療法士は、その過程において対象者の背景因子を十分に考慮する必要がある。結果的に対象者の健康状態、性別、年齢、体力、ライフスタイル、習慣、成育歴、教育歴、職歴、家族歴、経験、行動様式、性格のほか、対象者を取り巻く人的環境、物理的環境、社会資源等のさまざまな個人情報を得る機会が多い。

職務上知り得た対象者個人の秘密を守ることは、「理学療法士及び作業療法士法」で課された義務であり、作業療法士-対象者間の信頼関係を保つうえで基本的に重要である。

対象者の個人情報は、正当な理由がないかぎり他人に漏らしてはならない。これは本会を退会および作業療法士を辞めた後も同様である。もし、正当な理由なしに外部に漏らした場合は倫理上非難されることはもちろん、法により罰則が課せられる。

## 医療専門職を目指す学生に求められる生命倫理・医療倫理・情報リテラシーについて

平成 25 年 8 月 28 日

保健医療学部教務委員長

1. 学生は、常に人間および生命の尊厳を尊重し、ご遺体および人体標本（ご遺体の一部である標本さらに手術による摘出標本を含む）と接する際には、常に敬意・礼意を払うこと。
2. 学生は、学習の場において、ご遺体および人体標本の撮影・録画・録音することはもちろんのこと、インターネットへの掲載は絶対に行わないこと。
3. 学生は、人命に限らず全ての生命体への畏敬の念を持ち、ヒト以外の動物や動物標本を用いる場合においても撮影を行ってはいけない。また、実物だけでなくスライドで供覧される標本写真等についても撮影ならびにインターネット掲載は絶対に行わないこと。
4. 学生は、臨床実習において接する患者様に対して常に感謝の気持ちを持って接し、撮影ならびにインターネットの掲載は絶対に行わないこと。
5. 学生は、個人情報の取り扱いには十分に留意し、守秘義務を厳守すること。学習上知り得た患者情報の漏洩、盗聴、無許可閲覧等は絶対に行わないこと。
6. 学生は、学習の場のみならずインターネットを利用する場合においても、保健医療を学ぶ学生としての責任感と自覚を持ち、常識や人としてのマナー、社会規範を遵守すること。
7. 上記事項に違反する行為があった場合は、厳しい処分をもって臨むこととする。

○山本双一：教育現場における個人情報管理，理学療法学 34（4），210-214，2007.

○両角昌実：理学療法現場における個人情報管理，理学療法学 34（4），206-209，2007.

○日本看護協会：看護記録および診療情報の取り扱いに関する指針，2005.

○良村貞子：看護学生による患者情報取扱いの法的問題と教員に求められる対応，看護展望 29（4），424-430，2004.

○厚生労働省：医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第 4.2 版），2013.

○厚生労働省：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン，2010.

○札幌医科大学病院事務部医事センター：医療情報統合システムへのアクセス方法及び個人情報保護法について（札幌医科大学附属病院医療情報運用管理規程，個人情報保護法に関する Q & A）.

○札幌医科大学情報セキュリティ基本方針

○札幌医科大学情報セキュリティ対策基準

○総務省：スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会 最終報告，2012

○日本解剖学会・日本病理学会・日本法医学会：「人体および人体標本を用いた医学・歯学の教育と研究における倫理的問題に関する提言」（2013）

札幌医科大学保健医療学部教務委員会 実習等における個人情報の取扱いに関する指針・指導指針見直し検討ワーキンググループ

作業療法学科	池田	望
看護学科	澄川	真珠子
理学療法学科	谷口	圭吾
作業療法学科 (医療人育成センター)	今井	富裕
教育開発研究部門	山本	武志

(平成 26 年 11 月 19 日 教務委員会決定)

(平成 26 年 11 月 26 日 教授会決定)